

全国公益法人協会 シェアコモン200 利用規約

(目的)

第1条 本規約は、株式会社全国非営利法人協会（全国公益法人協会）（以下「当社」という。）のシェアコモン200における利用登録及び停止手続、並びに登録料及び年間利用料の支払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(利用法人)

第2条 本規約を承認の上、所定の手続きを経て利用登録申請を行い、当社が承認した法人等は利用法人となることができる。

(登録手続)

第3条 前条の利用法人になろうとする者は、所定の利用登録申請書を提出しなければならない。

(登録料及び年間利用料)

第4条 利用法人は、利用登録申請書に基づき、登録料及び年間利用料を当社に支払う。登録料及び年間利用料は1法人格毎に算定され、支部を有している法人であって支部毎に法人格が登記されている法人については、別途支部毎に利用登録し、登録料及び年間利用料を支払う必要がある。

2 支払方法については、当社指定の口座に、指定した期日までに振り込むものとする（振込手数料は利用法人負担）。なお、新規利用登録については利用登録申請書提出後 1 か月以内に振り込むものとする。

3 登録料及び年間利用料金額は別に定めるところによる。なお、利用法人のプランは下記各号とする。

- 一 特別プラン
- 二 基本プラン
- 三 ライトプラン
- 四 士業購読プラン
- 五 購読プラン

4 既納の登録料及び年間利用料は、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(サービス内容)

第5条 利用法人は登録プランに応じて【別表】のサービスを利用することができる。

(更新)

第6条 利用期間更新に伴う契約は、利用期間終了1か月前までに当社が次回更新期間の年間利用料に関する請求書を送付することにより、自動的に更新されるものとする。なお、利用法人のプランを変更して更新する場合は、原則、現在の利用法人登録期間が終了する前日までに所定の利用法人変更届出書を当社に提出することとする。

(中途利用停止)

第7条 次回年間利用料更新期間開始後の当該期間中における中途利用停止については取り扱わないものとする。

(利用法人種別切替)

第8条 更新期間開始後の当該期間中における利用法人のプラン切替は、ライトプランから基本プラン及び特別プラン、基本プランから特別プランへの変更のみ受け付けることとする。なお、基本プラン又は特別プランの利用料と現登録プランの利用料の差額を残存期間（1か月単位）で割った利用料を支払い、所定の利用法人プラン変更届出書の提出をもって手続きは完了するものとする。

(利用停止)

第9条 利用法人は、次回年間利用料更新期間が開始される前に所定の利用停止届出書を当社に提出することにより、利用法人登録期間が終了する月の末日をもって利用停止することができる。

2 年間利用料の未納が存在する場合、未納分の支払いによって利用停止が承認される。

(利用停止処分)

第10条 当社は、利用法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社所定の方法により通知することによって、直ちに利用停止処分をすることができる。

- 一 利用登録時において虚偽の申告をした場合
- 二 年間利用料を1年以上滞納した場合
- 三 当社からの郵送、電話、メール等の連絡が不能となった場合
- 四 利用法人としての権利を不正使用、又は第三者に使用させた場合
- 五 当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合
- 六 犯罪行為、公序良俗違反行為、その他あらゆる権利侵害行為をした場合
- 七 その他、当社が不適当と判断する行為をした場合

2 前項の規定により利用停止処分された場合、利用法人は、当社が提供するサービス(第5条に記載されているサービス内容)について、当然に期限の利益を喪失し、残存債務があれば全額を直ちに支払わなければならない。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第11条 当社は、利用法人に対し、利用法人契約時において、当社の代表者、役員、又は実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 当社は、利用法人が前項に該当するかどうかを判定するために調査を要すると判断した場合、利用法人の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と利用法人が判断する資料を提出しなければならない。

3 利用法人が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続きを要することなく、当社は利用契約を即時解除することができる。

4 当社が、前項の規定により、利用停止処分をした場合には、当社はこれによる利用法人の損害を賠償する責を負わない。

5 第3項の規定により利用停止処分をした場合、当社から利用法人に対する損害賠償請求を妨げない。

(個人情報取扱)

第12条 当社は、利用法人登録及びサービ利用に際して、利用法人より届け出られた利用者本人を識別する情報(以下「個人情報」という)を厳に秘密として管理し、利用法人の事前の承諾なく第三者に提供又は開示をしないものとする。ただし、次のいずれかの場合には、利用法人の事前の同意なくして当社は、第三者に対して個人情報を提供又は開示できるものとする。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、利用法人の同意を得ることが困難であるとき

- 三 公衆の衛生の向上のために特に必要がある場合であって、利用法人の同意を得ることが困難であるとき
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用法人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 五 個人情報保護法に違反しない方法で提供する場合
- 2 当社は、個人情報を次の目的に限定して利用するものとする。
- 一 当社が利用法人にサービスを提供するため
 - 二 利用法人情報の管理
 - 三 その他、当社のサービス提供に必要な業務
- 3 第1項の規定にかかわらず、当社は、前項の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いを第三者に対して業務委託する場合がある。
- 4 利用法人が利用資格を失った場合、その個人情報については、当社は、原則として、提供するサービスの内容に応じて消去又は廃棄する。
- 5 利用法人は、従業員に当社のサービスを利用させるにあたり、本条の内容を周知させるものとする。

(守秘義務)

第13条 当社及び利用法人は、サービス提供を通じて知り得た相手方の業務上又は技術上の機密情報について守秘義務を負うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 一 相手方から事前の承諾がある場合
- 二 弁護士、公認会計士、税理士その他アドバイザー等に開示する場合
- 三 知り得た機密情報が次の一に該当する場合
 - イ 開示を受けたときに既に公知であった情報
 - ロ 開示を受けたときに既に自己が保有していた情報
 - ハ 開示を受けた後に第三者から適法に取得した情報
 - ニ 開示を受けた後に、開示を受けた当社又は利用法人の責によらずに公知となった情報
 - ホ 開示を受けた機密情報を使用せずに開示を受けた当社又は利用法人が独自に開発した情報
 - ヘ 裁判所又は行政庁により適法に開示を求められた情報その他法令により開示が義務づけられる情報

(サービス提供責任)

第14条 当社は、善良な管理者の注意をもって良質なサービスの提供に努める。

- 2 新規利用登録後のサービス提供開始は利用登録確認後1週間以内に行う。
- 3 当社は次の場合、何らの法的責任を負わない。ただし、当社は本項第2号の場合には、可能な範囲で、利用法人との間の紛争の解決に努めるものとする。
 - 一 不可抗力によりサービス提供が不可能になった場合
 - 二 個々のサービスの利用において利用法人内、又は利用法人と提携事業者との間で紛争が発生した場合

(本規約又はサービス内容の変更)

第15条 当社は、当社の健全な運営を図るため、又は提携先との提携条件の変更や提携解消等により、本規約又はサービス内容の変更を行うことができる。

- 2 前項の変更を行う場合、本規約又はサービス内容を変更する旨、変更後の内容及びその効力発生日を、事前に当社 Web サイトに掲載して周知するものとする。

(通知)

第16条 当社及び利用法人は、自己の商号・名称、住所その他相手方に通知等を発送する際に必要となる事項に変更がある場合は、変更後速やかに通知するものとする。

- 2 前項の違反その他の事情により、相手方に通知等を送達させることができないときは、当社又は利用法人は、届出の住所に宛てて通知等を発送することにより、通常到達すべき時に当該通知等が到達したものとみなすことができる。

(準拠法及び管轄裁判所)

第17条 本規約に関する準拠法は、日本法とする。利用法人と当社との間で紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

- この規約は、平成30年6月1日より施行する。
この規約は、令和元年10月1日より施行する。
この規約は、令和2年3月2日より施行する。
この規約は、令和2年4月1日より施行する。
この規約は、令和3年4月1日より施行する。
この規約は、令和4年4月1日より施行する。
この規約は、令和6年10月1日より施行する。

株式会社全国非営利法人協会
(全国公益法人協会)

【別表】利用プランとサービス内容

サービス\プラン	特別プラン	基本プラン	ライトプラン	士業購読プラン	購読プラン
シェアコモンセミナー ① 現地参加 ② Web参加 ③ 動画視聴	① 人数制限なし ② 受講可 ③ 視聴可	① 2名まで無料 ② 受講可 ③ 視聴可	① 2名まで無料 ② 受講可 ③ 視聴可	定価	定価
シェアコモンセミナープラス ① 現地参加 ② Web参加 ③ 動画視聴	① 人数制限なし ② Web参加可 ③ 動画視聴可	① 2名まで無料 ② Web参加可 ③ 割引価格	割引価格	定価	定価
対面・WEB・メール相談室	利用可	利用可	利用可	利用不可	利用不可
専門誌	各号3冊まで	各号1冊	各号1冊	各号1冊	各号1冊
公益・一般法人オンライン	利用可	利用可	利用可（一部）	不可	不可
専門書籍販売	新刊贈呈	割引販売	割引販売	割引販売	割引販売
団体保険割引加入 ・役員賠償責任保険 ・サイバー保険 ・業務災害補償保険 ※財団・社団法人のみ	加入可	加入可	加入可	不可	不可
業務代行サービス ・情報公開代行 ・電話担当代行 ・経理代行 ・給与計算代行 ・IT保守代行 ・HP担当代行 ・福利厚生代行 ・WEBサイト制作代行 ※財団、社団法人のみ	提供可	提供可	提供可（一部）	不可	不可